

中小企業等省エネルギー設備導入支援補助金 改訂履歴

バージョン	公表日	改訂内容
2.0	5月27日	<p>二次募集初版</p> <p>P2 1. 補助の対象となる事業内容について以下を修正</p> <p>(1) ②更新後の設備の年間エネルギー消費量が、更新前と比較して、5%以上低減する設備であること。 →概ねを削除</p> <p>(2) ③新規導入する設備が、新製品・新サービスの開発等に必要な性能を有する計画であること、または導入前と比較し年間生産性が5%以上向上する計画であること。 →更新前を導入前に変更</p> <p>(2) ④同等の性能を持つ現在入手可能な設備（中古品を除く。）を導入した場合と比較して、年間エネルギー消費量が、5%以上低減する設備であること。 →「更新前と比較して」「概ね」の文言を削除</p> <p>P5 6. 申請についての(1)に以下を追記 ・※PC等で入力し作成して下さい。</p> <p>P6 7. 補助対象経費についての設備費に以下を追記 ・※導入設備を賃貸・レンタル、販売（転売）、他事業者と共有することはできません。 →他事業者と共有を追記</p>
3.0	7月6日	<p>三次募集初版</p> <p>P2</p> <p>○【応募期間】について以下を追記 ・Eメールおよびファイル受渡サービスによる提出は当日中、記憶媒体の郵送または直接持参は17時必着 →「およびファイル受渡サービスによる」「記憶媒体の」の文言を追記</p> <p>○【応募方法】について以下を修正・追記 ・作成された申請書類の電子データをEメールに添付して送信、ファイル受渡サービス、または当該データが記録された電磁的記録媒体（CD、DVD、USBメモリ等）を郵送もしくは直接持参してください。（ファイル受渡サービスとは、クラウド型ファイル送受信サービス、データ転送サービスなどを指します） →「ファイル受渡サービス」、（ファイル受渡サービスとは、クラウド型ファイル送受信サービス、データ転送サービスなどを指します）の文言を通行。および、「郵送または」を「郵送もしくは」に修正。</p> <p>P6 6. 申請についての(2)の以下を修正・追記 ・履歴事項全部証明書の写し（PDF）※申請時1か月以内で最新のもの →「申請書」を「申請」に修正 ・【法人の場合】貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表（製造原価報告書、販売管理費明細および個別注記表は、従来から作成している場合のみ添付してください） →「製造原価報告書および」の「および」を削除、「および個別注記表」の文言を追加。</p> <p>P6 6. 申請についての(3)の以下を追記 ・Eメールで送信、ファイル受渡サービスの利用または当該データをCD-R・USBメモリー等に記録し郵送または持参にて提出してください。 →「ファイル受渡サービスの利用」の文言を追記</p> <p>P8 7. 補助対象経費について※部分に以下を追記 ・血縁や資本その他経営等にかかわる事項について関連性のない二社または二社以上の見積書を取得してください。 →「血縁や資本その他経営等にかかわる事項について関連性のない二社または」を追記</p> <p>P12 13. 申請書作成について(3)の以下を追記・修正 ・導入する設備等に関しては詳細な性能、想定する使用状況等も記載し、「年間生産性が5%以上向上する計画」であることを証明する計算式とその算出値を必ず明記してください。 →「年間生産性が5%以上向上する計画」であることを証明する計算式とその算出値を必ず明記を追加 ・比較する2つの設備のカタログ等に記載されている性能を基に、証明する計算式とその算出値を必ず明記してください →「カタログ等に記載されている性能について、正しく記載」を「カタログ等に記載されている性能を基に証明する計算式とその算出値を必ず明記」に修正 ・計算式等については、本財団HP「2024年度 中小企業等省エネルギー設備導入支援補助金」の「15. 要領・様式等ダウンロード」にある記載例をご参照ください。※記載例の末頁には計算式の作り方の例があります。の文言を追加</p>